

国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令の一部を改正する政令読替表目次

目次

① この政令による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令附則第四条の規定によるこの政令による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令第三条及び第四条の読替え	2
---	---

① この政令による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令附則第四条の規定によるこの政令による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令第三条及び第四条の読替え

(凡例) 〓 当然読替え部分、 〓 読替え部分

読替後	読替前
<p>(国庫納付金の納付の手續)</p> <p>第三条 機構は、法附則第十二条第五項に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、令和五年四月一日に始まる事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、令和五年四月一日に始まる事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを総務大臣に提出しなければならない。（ただし書きは準用せず）</p> <p>2 総務大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。</p> <p>(国庫納付金の納付期限)</p> <p>第四条 国庫納付金は、令和五年四月一日に始まる事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。</p>	<p>(国庫納付金の納付の手續)</p> <p>第三条 機構は、法第十七条第三項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを総務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項又は第二項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第三項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。</p> <p>2 総務大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。</p> <p>(国庫納付金の納付期限)</p> <p>第四条 国庫納付金は、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。</p>